



三重県公報

令和7年10月17日 (金)

第 661 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
667	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
668	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
669	育種母樹林の指定	(森林・林業経営課)	2
670	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
671	同伴	(同)	3
672	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	4
673	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(新 産 業 振 興 課)	4
選 管 告 示			
85	政治団体の設立及び異動の届出の告示	(選挙管理委員会)	4
86	政治団体の解散の届出の告示	(同)	6
87	資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出の告示	(同)	6
88	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	7
89	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	7
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文 化 振 興 課)	8
	落札者を決定した旨	(同)	11
	同伴	(同)	11
	一般競争入札を行う旨	(子ども心身発達医療センター)	11

告 示

三重県告示第 667 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2470506953	佳香	三重県津市長岡町 800 番地 188	株式会社フジ	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
2470206703	ヘルパーステーション晴れ る家	三重県四日市市東日野 町 1288 番地 70	NPO 法人晴れる家ふ くふく	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
2470206711	訪問介護あじさい	三重県四日市市阿倉川 町 4 番 3 号	合同会社あじさい	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
2470704442	訪問介護ステーション 六 花	三重県松阪市久保町 1823-2 ハイユートピ ア 102 号室	合同会社 L I V E I T U P	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
2460590652	訪問看護ステーション G - C a r e	三重県津市上弁財町 12 番 23 号	株式会社あおぞら	令和 7 年 10 月 1 日	訪問看護
2470206695	デイサービスセンターから ふる ときわ	三重県四日市市西松本 町 14-25	日本ライフケアソリュ ーションズ株式会社	令和 7 年 10 月 1 日	通所介護
2470206687	デイサービスセンターねこ カントリークラブ	三重県四日市市小古曾 六丁目 15 番 1 号	合同会社ぼかぼか	令和 7 年 10 月 1 日	通所介護
2471201570	デイサービスグットタイム クラブ・やぶっちゃ	三重県伊賀市島ヶ原 13680	社会福祉法人創生会	令和 7 年 10 月 1 日	通所介護

三重県告示第 668 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2460590652	訪問看護ステーション G - C a r e	三重県津市上弁財町 12 番 23 号	株式会社あおぞら	令和 7 年 10 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 669 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり育種母樹林に指定します。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指定採取 源の種別	樹 種	所在場所	本数 〔単位 本〕	面積 〔単位 h a〕	所有者等の氏名又は名称及び住所
三重育 7-5	令和 7 年 10 月 17 日	育 種 母樹林	す ぎ (特定母樹)	三重県鈴鹿市 追分町井ノ久 保 2312-8	24	0.01	鈴鹿シーディング協同組合 三重県鈴鹿市山本町 235 番地の 8
三重育 7-6	令和 7 年 10 月 17 日	育 種 母樹林	ひのき (特定母樹)	三重県鈴鹿市 追分町井ノ久 保 2312-8	24	0.03	鈴鹿シーディング協同組合 三重県鈴鹿市山本町 235 番地の 8
三重育 7-7	令和 7 年 10 月 17 日	育 種 母樹林	す ぎ (特定母樹)	三重県鈴鹿市 山 本 町 横 堀	45	0.04	鈴鹿シーディング協同組合 三重県鈴鹿市山本町 235 番地の 8

				234-1			
三重育 7-8	令和 7 年 10 月 17 日	育 種 母樹林	す ぎ (特定母樹)	三重県鈴鹿市 三畑町南東大 野 5153	21	0.02	鈴鹿シードリング協同組合 三重県鈴鹿市山本町 235 番地の 8

三重県告示第 670 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 671 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市・南牟婁郡御浜町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 672 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
錦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち錦の地区)	中型まき網漁業及び雑魚定置漁業

三重県告示第 673 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
桑名精工株式会社	三重県桑名市大字西別所 296 番地	令和 7 年 10 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 85 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊勢に初風	藤 原 信 一	久 留 正 弘	伊勢市通町 75-5	令和 7 年 8 月 1 日	
小川ひでとし後援会	小 川 英 俊	小 川 英 俊	いなべ市大安町南金井 942	令和 7 年 8 月 12 日	
改革の DNA	松 田 直 美	松 田 直 美	津市一志町八太 1682-12	令和 7 年 8 月 20 日	
近藤あつし後援会	土 岐 昌 之	土 岐 昌 男	いなべ市北勢町阿下喜 2083-1	令和 7 年 9 月 8 日	
谷口くみ後援会	谷 口 久 美	清 水 宏 和	伊勢市上地町 450-25	令和 7 年	

	中村えいじ後援会	尾 関 均	中 村 奈津映	伊勢市藤里町 712-1	7 月 30 日 令和 7 年 8 月 5 日	
	みやもとあきら後援会	宮 本 晃	岸 川 行 輝	伊勢市古市町 361-5	令和 7 年 8 月 8 日	
	もっといい津をつくる会	中 野 裕 子	中 野 裕 子	津市上浜町 4 丁目 12-1	令和 7 年 9 月 9 日	
	もろずみあや後援会	北 村 行 史	竹 下 昌 広	津市船頭町津興 3391	令和 7 年 9 月 12 日	
2	届出事項の異動					
	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日 備考
	自由民主党三重同友支部	稲 森 雅 樹	代表者	稲 森 雅 樹	瀧 川 武 司	令和 7 年 7 月 1 日 政党
	日本維新の会三重県伊賀市支部	桃 井 弘 子	代表者	桃 井 弘 子	田 中 覚	令和 7 年 9 月 1 日 政党
	立憲民主党三重県参議院選挙区第 1 総支部	小 島 智 子	主たる事務所の所在地	桑名市中央町 1-20	桑名市中央町 4 丁目 44	令和 7 年 8 月 18 日 政党
	伊勢地区歯科医師連盟	右 京 博 巳	主たる事務所の所在地	伊勢市小木町 558-1	伊勢市中須町 450-4	令和 7 年 6 月 29 日
	幸福実現党津後援会	長谷川 植	代表者	右 京 博 巳	田 口 昇	令和 7 年 7 月 22 日
	孝和会（中井たかよし後援会）	中 井 孝 佳	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町 東長島 3515	北牟婁郡紀北町 東長島 180-2	令和 7 年 9 月 1 日
	小阪ふみあき後援会	小 阪 史 章	代表者	小 阪 史 章	浜 村 秀 男	令和 7 年 7 月 3 日
	小島とも子後援会	小 島 智 子	主たる事務所の所在地	桑名市中央町 1-20	津市桜橋 2 丁目 142	令和 7 年 8 月 18 日
	新政みえ	舟 橋 裕 幸	主たる事務所の所在地	津市長岡町 707-2	伊勢市常磐 170-6	令和 7 年 9 月 18 日
	すわ和人後援会	西 口 裕 純	代表者	舟 橋 裕 幸	中 村 進 一	令和 7 年 9 月 17 日
	立ち上がれ日本	伊 藤 昌 志	政治団	立ち上がれ日本	美し国三重から	令和 7 年

		体の名 称	代表者	未来を変える党	8 月 1 日
東海 21 世紀フォーラム	三 谷 あけみ	三 谷 あけみ	三 谷 哲 央	令和 7 年 8 月 9 日	
ともに伊賀市をつくる会	川 向 啓 造	伊賀市島ヶ原 事務所 6013 の所在地	伊賀市大野木 1718	令和 7 年 8 月 1 日	
日本精神科病院協会三重県支部政治連盟	齋 藤 純 一	代表者 川 向 啓 造 会計責任者 齋 藤 純 一	米 島 久 雄 藤 田 康 平	令和 7 年 4 月 1 日	
不正を暴き正す会	松 下 友 美	政治団 体の名 称	不正を暴き正す 会	田辺てつじをは げます会	令和 7 年 9 月 1 日
		主たる 事務所 の所在地	津市中河原 2125 津市乙部 2161-2		
森下ゆきやす後援会	森 下 幸 泰	主たる 事務所 の所在地	桑名市大字地藏 53-2	桑名市大字赤須 賀 2118	令和 7 年 8 月 18 日

三重県選挙管理委員会告示第 86 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 10 月 17 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
東海 21 世紀フォーラム	三 谷 あけみ	令和 7 年 8 月 22 日	
林正男後援会	川 瀬 学	令和 7 年 9 月 11 日	
宮崎まさお三重後援会	水 谷 隆	令和 7 年 9 月 2 日	

三重県選挙管理委員会告示第 87 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同法第 19 条第 3 項第 2 号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示するものとする。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介					
1	資金管理団体の指定				
	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
	小　川　英　俊	市議会議員	小川ひでとし後援会	いなべ市大安町南金井 942	令和 7 年 8 月 12 日
	小　阪　史　章	市議会議員	小阪ふみあき後援会	伊勢市神社港 525	令和 7 年 7 月 4 日
	谷　口　久　美	市議会議員	谷口くみ後援会	伊勢市上地町 450-25	令和 7 年 7 月 30 日

2 資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくな った年月日
三 谷 あけみ	東海 21 世紀フォーラ ム	令和 7 年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 68 号は、廃止します。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50 分の 1 の数 28,660

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 279,120

三重県選挙管理委員会告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 69 号は、廃止します。

令和 7 年 10 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	73,287
四 日 市 市	83,615
伊勢市・鳥羽市	38,357
松 阪 市	42,869
桑名市・桑名郡	38,890
鈴 鹿 市	52,432
名 張 市	20,825
東 紀 州	17,910
亀 山 市	13,008
いなべ市・員弁郡	18,861
志 摩 市	12,889
伊 賀 市	22,638
三 重 郡	18,065
多 気 郡	12,422
度 会 郡	11,587

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 7 年 10 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年10月3日から同年12月10日まで
- 3 作業地域
四日市市三重六丁目、同市生桑町及び同市前田町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年10月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
令和7年度環生第3号三重県総合文化センター防犯カメラ設備機器更新
 - (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年5月29日（金）までとします。
 - (4) 履行場所
三重県総合文化センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年11月13日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓・上山
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 小川
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和7年11月27日（木）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年11月18日（火）17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年11月18日（火）17時までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年11月27日（木）14時30分まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和7年11月27日（木）14時30分
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
案件名 令和7年度環生第3号三重県総合文化センター防犯カメラ設備機器更新入札書在中
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和7年11月27日（木）14時35分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Upgrading the security camera equipment at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, November 27, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on

Thursday, November 27, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Thursday, November 27, 2025.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年10月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	令和7年度環生第1号三重県総合文化センター小ホール舞台照明設備調光装置改修
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部文化振興課
3	落 札 者 決 定 日	令和7年10月2日
4	落 札 者	三重県津市あのかつ台4丁目7番地7 三重電業株式会社 代表取締役 楠 幸治
5	落 札 金 額	入札価格 116,500,000 円 契約金額 128,150,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年8月1日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年10月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	令和7年度環生第2号三重県総合文化センターリハーサル室第1・第2照明設備調光装置改修
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部文化振興課
3	落 札 者 決 定 日	令和7年10月2日
4	落 札 者	三重県桑名市大字繁松新田31番地2 株式会社六晃電気産業 代表取締役 水越 多加夫
5	落 札 金	入札価格 69,600,000 円 契約金額 76,560,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年8月1日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年10月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県立子ども心身発達医療センター監視カメラ設備機器改修業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとします。

- (4) 委託業務履行場所
三重県立子ども心身発達医療センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年11月12日（水）13時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-0125 三重県津市大里窪田町340番5
三重県立子ども心身発達医療センター 管理部総務企画課 担当 藤本
電話 059-253-2000 ファクシミリ 059-253-2031
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和7年12月4日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年12月1日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年12月1日（月）17時までに通知書を発送しま

す。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年12月4日（木）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年12月4日（木）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地（三重県庁1階）

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県立子ども心身発達医療センター 管理部総務企画課

案件名 三重県立子ども心身発達医療センター監視カメラ設備機器改修業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年12月4日（木）15時30分

場所 (1)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability Surveillance Camera Equipment Renovation Contract

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, December 4, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Thursday, December 4, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, December 4, 2025.

(4) Managing Authority:

General Affairs Planning Division, Administration Department, Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability

340-5 osatokubota-cho, Tsu city, Mie, 514-0125, Japan

TEL:059-253-2000

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
